

# 青森県報

第五百七十号

令和五年  
二月六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 救急病院の設置……………(医療薬務課) ……一
  - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……二
  - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
  - 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……三
- 公安委員会
- 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通企画課) ……三

## 告 示

### 青森県告示第五十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 有 効 期 限	救急病院、 急診療所の別
青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	令和八年一月三十一日	救急病院
社団法人慈恵会青森慈恵会病院	青森市大字安田字近野一四六の一	〃	〃
一般財団法人双仁会青森厚生病院	青森市大字新城字山田四八八の一	〃	〃
平内町国民健康保険平内中央病院	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢一の一	〃	〃
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	〃	〃
弘前メディカルセンター	弘前市大字大町二丁目二の九	〃	〃
弘愛会病院	弘前市大字宮川三丁目一の四	〃	〃
医療法人元秀会弘前小野病院	弘前市大字和泉二丁目一九の一	〃	〃
黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	〃	〃
ときわ会病院	南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の一	〃	〃
町立大鰐病院	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	〃	〃
国民健康保険板柳中央病院	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井七四の二	〃	〃
八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	〃	〃
八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	〃	〃
八戸城北病院	八戸市石堂一丁目一四の一四	〃	〃
国民健康保険五戸総合病院	三戸郡五戸町字沢向一七の三	〃	〃

国立健康保険大 間病院	公立七戸病院	公立野辺地病院
国民健康保険大 間病院	むつ総合病院	公立野辺地町字鳴沢九の一
下北郡大間町大字大間字大間 平二〇の七八	むつ市小川町一丁目二の八	上北郡野辺地町字鳴沢九の一
〃	〃	〃
〃	〃	〃

青森県告示第五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種 類	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	届 出 の 年 月 日	廃 止 の 年 月 日
東洋シル バーサ ー株式 会社	青森市中佃三丁 目七の二三	訪問介 護	エコー ルセ ンタ ー	令和 四・三・二七	令和 四・八・一
東洋シル バーサ ー株式 会社	青森市中佃三丁 目七の二三	訪問介 護	エコー ルセ ンタ ー	〃	〃
東洋シル バーサ ー株式 会社	青森市中佃三丁 目七の二三	訪問介 護	エコー ルセ ンタ ー	〃	〃
社会福祉 法人生 きと和 田	十和田市東三番 町一の六	通所介 護	デイセ ンタ ー	四・三・二九	五・一・三

青森県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護サ ービス の種 類	介護サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	届 出 の 年 月 日	廃 止 の 年 月 日
東洋シル バーサ ー株式 会社	青森市中佃三丁 目七の二三	介護予 防サ ービス の種 類	エコー ルセ ンタ ー	令和 四・三・二七	令和 四・八・一
東洋シル バーサ ー株式 会社	青森市中佃三丁 目七の二三	介護予 防サ ービス の種 類	エコー ルセ ンタ ー	〃	〃

青森県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービス の種類	障害福祉サ ービスを 行 う 事 業 所	指 定 の 年 月 日
指定障害福祉サ ービス事業者	〃	障害福祉 サービス	〃	〃

社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目二一の一	共同生活援助	シエアハウズらぼーるの町	弘前市大字浜の四丁目七の五・三・一	令和五・三・一
-----------	----------------	--------	--------------	-------------------	---------

青森県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
I & D 日野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の二一	令和五・三・一

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和五年四月一日から翌年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約（安全運転管理者等講習（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二第一項第一号に規定する講習をいう。）業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

令和五年二月六日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八条の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(二) 令第百六十七条の四第二項各号（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

工 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の予定金額に対応する等級（二十万円以上にあつてはA、百五十万円以上二十万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。）の格付にある者とする。

(一) 平均生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 流動比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

令和五年二月六日から同月二十日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）  
貸借対照表、損益計算書

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等全  
ての納税証明書

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）  
(九) その他必要書類（道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要するもの）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令

第九十五号) 第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知において指定する日から令和八年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第四号)を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、青森県警察本部長に提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項に関するものである場合には、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を添付するものとする。

- 1 商号又は名称
- 2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所
- 3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和八年二月に予定している同年四月一日以降の期間についての資格審査の対象、資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名  
 印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(安全運転管理者等講習業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 希望する業務

役務の提供

- 2 希望する業種(複数業種記入禁止)

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第2号

### 経営規模等総括表

区分	新規・継続	審査値	格付
区分	役割の提供		

フリガナ 商号又は 住所又は 主たる営業 の所在地	-----			代表者 氏名
住所又は 主たる営業 の所在地	〒	電話 番号	FAX 番号	
本申請の 担当者	部署名 〒	担当者名	電話 番号	FAX 番号
希望する 業務	〒	電話 番号	FAX 番号	
希望する 業種	役割の提供			

平均 又は 自己 資本 額	直前第2年度決算	直前第1年度決算	平均生産額	業務
	①	②	(①+②)/2	
職 員 数	資本金(元入金)		計	人
	技術関係職員	事務関係職員		
流 動 比 率	流動資産( )		×100 =	%
	流動負債( )			
営 業 年 数	創 業 日	現 組 織 変 更 日	営 業 中 断 期 間	通 算 年 数
	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ 年 月	年
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務		有	無
	法定雇用率達成		有	無
I S O 認 証 取 得	有 (ISO9001 又は ISO14001)		無	無

(注) 太枠の欄は記入しないでください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電話番号	
		FAX番号	
2	〒	電話番号	
		FAX番号	
3	〒	電話番号	
		FAX番号	
4	〒	電話番号	
		FAX番号	
5	〒	電話番号	
		FAX番号	
6	〒	電話番号	
		FAX番号	
7	〒	電話番号	
		FAX番号	
8	〒	電話番号	
		FAX番号	
9	〒	電話番号	
		FAX番号	
10	〒	電話番号	
		FAX番号	
11	〒	電話番号	
		FAX番号	
12	〒	電話番号	
		FAX番号	
13	〒	電話番号	
		FAX番号	
14	〒	電話番号	
		FAX番号	
15	〒	電話番号	
		FAX番号	

様式第3号

役員等一覧表

(フリガナ)  
商号又は名称:

年 月 日現在

役職	氏名	性別	生年月日	住所

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。

- (1) 法人にあつては、商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）記載の全役員
- (2) 法人でない団体にあつては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者
- (3) 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。  
注3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式第4号

年 月 日

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので  
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので  
届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円